国民健康保険税の税率などを改正します。





国民健康保険は、加入者が国民健康保険税を負担することにより、加入者の保険医療費をまかなう相互扶助の制度です。医療の高 度化などにより財政状況は厳しくなっており、国民健康保険を持続可能な制度とし、安定した財政運営を行っていくために、国ではさま ざまな制度改正が行われています。市でも、この制度改正に沿って順次改正を行っています。 問い合わせ 保険年金課(内線266)

変更点①

医療分の均等割額が25,900円になります

国民健康保険税の「医療分・後期高齢者支援金等分(後期分)・介護分」の3つの区分のうち、医療分の均等割額を令和4年度に20,000円から **25,900円に改正します**。また、令和5年度からは、同均等割額を31,800円に改正します。

	均等割額 (加入者1人につきかかる額)							所得割率	
	令和3年度		令和4年度		令和5年度			(加入者の所得に 応じてかかる額)	
医療分 + 後期分	医療分	20,000円	医療分	25,900円	医療分	31,800円		医療分	8.00%
(40歳未満の方または	後期分	9,500円	後期分	9,500円	後期分	9,500円		後期分	1.60%
65歳以上の方)	計	29,500円	計	35,400円	計	41,300円		計	9.60%
	医療分	20,000円	医療分	25,900円	医療分	31,800円		医療分	8.00%
医療分 + 後期分 + 介護分	後期分	9,500円	後期分	9,500円	後期分	9,500円	•	後期分	1.60%
(40~64歳の方)	介護分	12,500円	介護分	12,500円	介護分	12,500円		介護分	1.42%
	計	42,000円	計	47,900円	計	53,800円		計	11.02%

変更点②

小学校入学前の子どもの均等割額 が5割軽減されます 申請不要



子育て世代の経済的負担を軽減するため、国民健康保険に加入している未就学 児の均等割額(低所得者軽減が適用されている世帯については軽減後の均等割 額)の5割を減額します。

変更点③

課税限度額が引き上げられます

国民健康保険税額を算出する際の、世帯課税限度額が改正されました。

	令和3年度	令和4年度		
医療分	63万円	65万円		
後期分	19万円	20万円		
介護分	17万円	17万円		
合計	99万円	102万円		

令和4年度 国民健康保険税の試算例

例 夫41歳・妻38歳・子10歳・子5歳の加入者4名で、 夫の前年の所得が400万円(給与収入に換算すると 550万円程度)、妻と子は所得なしの世帯は以下の ようになります。

子ども均等割軽減適用後

	令和3年度	令和4年度				
医療分	365,600円	376,200円				
後期分	95,100円	90,300円				
介護分	63,100円	63,100円				
計	523,800円	529,600円				

市のホームページで 国民健康保険税の

試算ができます

戸田市国保税試算